

保存書類① 飲食店の休業・時短営業の影響関係等

	申請者所在地	対象措置の影響を受けた飲食店との取引関係	保存書類
X-1	全国	直接取引	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象措置の影響を受けた飲食店※1又はその間取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引※2を示す「帳簿書類及び通帳」。 <p>※1 対象飲食店及び対象措置の影響に伴う外出自粛等の影響を受けた飲食店 ※2 「反復継続した取引」とは、2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）</p>
X-2	対象措置実施都道府県内	間接取引	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。（上記X-1、X-2と同様） ➤ 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を經由して、対象措置の影響を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、同販売・提供先が、①同飲食店が所在する都道府県内の卸売市場又は流通事業者である、又は②同飲食店が所在する都道府県内の卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ※3 <p>※3自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が、自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、対象措置実施都道府県の卸売市場等に対して、反復継続して、提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等</p>
X-3	対象措置実施都道府県外		

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが対象措置の影響を受けた飲食店に届いていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。

保存書類② 外出自粛等の影響関係

	申請者所在地	事業	保存書類
Y-1	対象措置実施都道府県内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う B to C事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類及び通帳」並びに「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿」※¹等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※¹ 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
Y-2	対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う 旅行関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ Y-1に求める保存書類 ➢ 加えて、所在市区町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県内から来訪している市区町村等※²であると分かる統計データ(V-RESAS等) ※² 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
Y-3 ※ ³	全国	対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 ➢ 加えて、対象措置実施都道府県の個人顧客と継続した取引を行っていることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は自ら実施した顧客調査の結果（=いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）

※³ 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、Y-1～3から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業がY-1又はY-2に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、Y-3に基づいて保存書類を準備することもできます。**

Z-1	全国	直接、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売・提供先がY-1～3であることを示す書類 ➢ 加えて、上記販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」
Z-2		販売・提供先を経由して、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 ➢ 加えて、自らの販売・提供先が、Y-1～3との反復継続した取引を示す書類又は統計データ

★ **協力金の支給対象となる休業・時短営業の要請を受けていない飲食店**については、Y-1～3でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証**及び**営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存しても、対象措置実施都道府県の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。